

議案第 4 7 号

紫波町水道水源保護条例の一部を改正する条例

紫波町水道水源保護条例（平成14年紫波町条例第20号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 中

「

六価クロム	1 リットルにつき0.05ミリグラム以下
-------	----------------------

」を

「

六価クロム	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下
-------	----------------------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 8 月 3 0 日 提出

紫波町長 熊 谷 泉

理由

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年環境省令第 4 号）の施行に伴い、水質指針値について改めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。